

今年4月分から「子ども手当」は「児童手当」に

児童現況届の提出を

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する制度です。児童手当を受給するには、市への届出を行う必要があります。

6月分から

所得制限を適用

今年4月分から「子ども手当」は「児童手当」に変わりました。

また、6月分からは、所得制限が適用になります。該当する場合は、中学生以下1人につき一律5000円(月額)となります。

児童手当を受給しているすべての人は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出する必要があります。市では、届をもとに、平成23年中の所得などを確認したうえで、引き続き6月分以降の児童手当を受給でき

きるか判定します。

「児童手当現況届」は、児童手当を受給しているすべての人に、5月末に郵送しています。この届の提出がなければ、6月分以降の児童手当が受給できなくなりますので、郵送または窓口で期間内の提出をお願いします。

子ども手当の

申請はお済みですか

平成23年10月分以降の子どもの手当を受給するためには手続きが必要で

す。平成23年10月分以降の子どもの手当の請求期限は、今年9月28日まで延期されています。早めの手続きをお願いします。

受付・問合せ

本庁 支援課

☎0954(23)9216

山内支所 くらし課

☎0954(45)2906

北方支所 くらし課

☎0954(36)6020

◆19~22日は9時~19時、24日は9時~12時
※郵送での提出期限は6月29日(金)



武雄市ICT寺子屋が新しくなります

民間や各種団体と 協働活動を展開

「武雄市ICT寺子屋」は、平成23年度は武雄市委託事業で活動し、市民にパソコンやインターネットなどの知識を広める各種講座を開催してきました。

ICT寺子屋は、平成24年度は新たに「武雄市ICT寺子屋人材育成事業」として、市役所・民間・CSO団体と協働で活動していくことになりました。

生活に役立つ講座を充実

これまで行ってきた「武雄市民のパソコン無料基礎講座」に加えて、有料にはなりますが、パソコンのト

ラブル相談や市民のスキルアップを目的にした「Word・Excel基礎」「チラシ作成」「インターネット」「Facebook」などをテーマとする、実際の生活の中で役立つ楽しい講座を開催していきます。詳しい内容や日程については、気軽にお問い合わせください。

武雄市ICT寺子屋
080(6401)8415
受付 10時~16時
定休日 日曜日・祝日、
第2・4土曜日

特別公開講座 伝えたいこと、 伝わっていますか?

話の
まとめ方
講座



講師: NHK佐賀放送局
丹沢研二アナウンサー

6月23日(土)
14:00~16:00
武雄市文化会館 2階 大集会室A
参加費無料 要申込(定員100人)
※一般の人でも受講可能です
申込・問合せ
みんなのCSO交流センターMOVE

☎0954(23)4811
FAX 050(3737)5745

主催: 武雄市ICT寺子屋人材育成事業協議会

【有料広告】

広告有効期限H24.6.30

オープン記念特価
屋根・外壁塗替えのお客様
先着3棟限り! 20%割引!!
住まいのペイントで ヨーナルバイ 営業時間
通話 0120-40-7681 9:00~17:00
無料 (土・日・祝日は除く)

屋根塗装・外壁塗装 など住まいの塗替えなら
住みいるペイント
プロショップ
エムピー工業 株式会社
武雄市北方町大字志久2198

笑顔対応 仕上り保証 安心価格 見積り無料 詳しくはホームページをご覧ください エムピー工業 検索